

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

利根川水系原市沼川

二 指定する土地

原市沼調節池 上の池

左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下五百三十六番八から

右岸 上尾市大字平塚字下三百一番四

左岸 北足立郡伊奈町大字小室字丸ノ内一〇番三

まで及び

右岸 上尾市大字原市字拾参番耕地二千七百二十七番三

原市沼調節池 中の池2

右岸 上尾市大字原市字拾四番耕地二千七百二十八番一から

右岸 北足立郡伊奈町大字小室字間ノ谷千六百七十八番までの区間で、別添図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域を除く。）

（別添図面省略）